

第3回京都府鴨川条例（仮称）検討委員会

傍聴者意見

京都府治水総括室

第3回京都府鴨川条例（仮称）検討委員会・シンポジウム

における傍聴者アンケートの意見

（平成18年11月5日）

1 条例全般について

- ・とりあえずこの第2次素案を通してほしい。柵野公園をしっかりと管理して下さい。
- ・条例をつくる段階から市民の声を聞くというのは、新しい取り組みと思う。よい結果を期待する。
- ・この委員会の参加委員は、あらゆる立場の方が委員になっておられると思いますが、実際に鴨川を利用させてもらっている納涼床の組合の方の委員はいらっしゃるのでしょうか？外からの鴨川に対する方も必要ですが、直接関係の方の参加が望ましいと思います。
- ・もっと鴨川の問題点を明確にしてから条例について議論したほうがよい。
- ・早期の成立をお願いします。
- ・鴨川の現在実態にそくした、委員会にしていきたい。
- ・一定の強制を発動をするのも、一考かも。
- ・自然の恵みである河川、しかも京都を代表する鴨川をテーマとした条例の判定は画期的な取り組みであると大きな期待を寄せています。
- ・作業部会などを設けて、十分な協議プロセスを経ていただきたい。条例化への期間が短すぎる。（他の多くの条例化と比較して）
- ・市との連携の具体化が必要。
- ・住んでいる者の意見を重視してほしい。
- ・桂川はよく行くが、犬のふんがすごい。どうしてみなさんは鴨川に限定して活動されているのか。水域環境の専門家が委員にいないのは不思議です。学者が多すぎます。
- ・せっかく「鴨川条例」を作るのであればたんなる宣言ではなく、何か一つ新しいコトが盛り込んだものになればと思います。特に河川法との関係で...
- ・理想を目指した気持ちと事務的な部分との温度差が見られることは、仕方がないことだとは思いますが、収拾がつかず難しいと思う。
- ・もうちょっと意見を聞く時間を確保してはどうか？市民と行政側（委員会も含めて）と意見交流をする貴重な機会だと思うので、もっとうまく活用してはど

うか。

- ・世界に誇れるような条例にしてほしい。
- ・傍聴者の意見を聞く必要があるのか疑問。同じ人が個人の主張を繰り返しているだけの様に思える。

2 安心・安全の確保について

- ・四条～松原間の河床が異常に下がっています。良好な環境の保全としても河床低下については適切に対応すべきで、護床土の飛び出し、帯工破損護岸の根が浮いた状況を改善すべきです。あわせて団栗橋・四条橋の下に旧橋脚の基礎らしきH鋼や木杭が切断したものが現れています。撤去してもらえないでしょうか。

3 良好な環境の保全について

- ・土砂流入防止とあるが、川に土砂が流れ込むことは必然であり、むしろ土砂の供給がないと川は維持できないため、これを上流域の保全の理由、目的とすることは不適切。
- ・ホテルを愛し、守り育てる項目を入れてほしい。
- ・鴨川に“鮎”の復活を望みます。“鮎”復活まで時限立法で、鴨川周辺域を「禁猟区」に鴨川周辺域・鴨川上流域の「水質汚濁に係る開発や工作の禁止」地区に指定する条例を「知事のリーダーシップ」での制定を望みます。
- ・パリのセーヌ川のような素晴らしい景観を保って頂きたい。
- ・鴨川の上流対策は非常に大切と思います。たとえば岩倉川の上流は段々と住民も増え、生活水のながれ、特に病院などの排水など又河川の清浄組織などを見直す必要があると考えます。
- ・もっと鳥や魚がいっぱいの川にしたいものですね。欧州の川で自然いっぱいをよく目にします。
- ・賀茂川の中洲をとりのぞき、せせらぎの清流をとりもどし、多くの人が水と親しめるようにし、きれいなものを大事にする心を持って、育てていけるようにしたい。
- ・上流の産廃施設は撤去されるように努力してほしい。川を汚す事は生命を汚す事と同じ。
- ・人の生活は自然をこわす。下水道の処理水を下流域（桂川・淀川）に流しているだけ。
- ・上流域の産廃施設をなくしてほしい。保全ゾーンが必要だと思います。とても急な条例化のようですが、充分検討してはいかがか。

- ・中州が今後どのようなになるのか科学的なアセスメントを実施すること。行政はしっかり取り組み、逃げないことが重要である。何とか中州を除去してほしい。
- ・生態系保護を条例に盛り込んでほしい。
- ・最近も鴨川と貴船川との上流点より数百m上流の鴨川で土砂掘削が行われています。用地は数年前土砂投入がされたものです。鴨川の河川区域を m (間) とするならば、上流で発電用水が取水されているのですからこの取水がなければ現在掘削されている場所は河川敷内ではないでしょうか。
- ・夏の晴天時の日中に子供と団栗橋の下で川遊びをしていたら、左岸側の排水口からなまあたたかい汚水が流れてきました。たぶん京都市管理の排水口なのでしょうが、晴天時に汚水を鴨川に流すような施設は改めるべきです。団栗橋左岸付近は水がよどんでいるところに汚水が流入したくないです。環境上問題であり、より清流を求めた条例を作るのなら汚水流入施設の取り締まりの条項も法律等に書かれた流量未満でも対応できるよう盛り込むべきです。
- ・四条大橋の下に住んでいないようなホームレスの残した小屋があります。早く撤去してもらえないでしょうか。ホームレスは景観上問題ですし、周辺がきたなく、ゴミも多いので環境上問題です。条例で盛り込まなければ河川法の厳格な適用対応を願います。
- ・河川敷に河川環境を悪くする施設や土砂などを除く方向を示す条例が必要だと思う。本来鴨川の沿岸にはなかったものであり、自然の景観に戻すべきだ。
- ・河川法による河川保全区域を鴨川起点まで延長し、その外側に条例による鴨川環境保全区域を指定してはどうか。事務局で想定している指定範囲を次回の委員会で図示すべきではないか。
- ・私は、8月末に「漁協は4～5月末日まで川面に白ビニール紐を張り、アユをカワウ被害からまもる」とした事に対し、カワウ被害の根拠がない資料もそえ、且つこのビニールが鴨川を散策する多くの人々にとって景観を損なうものとした意見書をお送りしました。今後平成18年に景観破壊をした鴨川漁協に対し、鴨川条例が有効に働くか、強い不安を持っています。

4 快適な利用の確保について

- ・花火やバーベキューなどは迷惑行為だから禁止するとすれば、仮に他の川で同様の行為があった場合、すべて条例で禁止していくこととなり、そういう対応は現実的ではない。鴨川だから、鴨川になじまないから慎むといった視点で整理すべき。
- ・川原をもっと明るく、アベックのスにならないよう、外灯をつけること。
- ・何よりも鴨川のゴミの一掃が重要と思う。ゴミ一つ無い川、ゴミ一つ捨てない人、ゴミ一つない川を愛する事、ゴミ一つない川を誇れる事としたい。

- ・カモ川が美しくなれば、利用者が増え、ゴミの増大につながる。このレンサを断ち切るべき。
- ・夏休み中の土日曜のほとんどがイベントに使用される鴨川は、イベント会場ではないので、やめてほしい。イベントにおける屋台営業は禁止にしてほしい。
- ・ホームレス問題 取り締まり等厳しい規制を期待する。ゴミのポイ捨て禁止の徹底。バーベキュー禁止。自転車の夜間の無灯火の禁止/駐輪マナーの改善。
- ・放置自転車、BBQ（バーベキュー）を規制するばかりでは解決にはつながらないように思います。自転車駐輪場を整備する必要があると思います。BBQは公園であるため、火気使用禁止ということですが、一部をBBQ場として整備してはどうかと思いました。
- ・イベントをやりやすいようにしていただきたい。
- ・鴨川は禁煙にすべき。

5 府民協働の推進について

- ・「シンポジウム」では府民の条例考案に対する意見も反映されますとのことであつたが、ほとんど反映されていなかった。パネラーが一通り発言されると時間はほとんどなく、また、後の参加者の意見交流では設定が15分間とは短すぎます。条例をつくっていく上でスピードがはやりすぎ。本当の意味での「府民参加」になっていないのではないか。
- ・流域で活動している諸団体の参加の場がほしい。